

大府市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減することをもって、若い世代の子どもを持つことに対する不安を軽減するとともに、男性の家事・育児参画を促進することによる新生活の円滑なスタートアップ及び家庭生活における男女共同参画を推進するため、予算の範囲内において交付する大府市結婚新生活支援補助金(以下「補助金」という。)について、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間(以下「事業期間」という。)に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。ただし、令和3年4月1日以後に離婚し、同一人同士が再婚したものを除く。

原則として、補助金の交付を申請する日(以下「申請日」という。)における住民票の住所が、夫婦ともに、婚姻を機に居住する市内の住宅(以下「補助対象住宅」という。)の所在地となっており、かつ、申請日以後も市内に居住する意思があること。

婚姻届を提出した日における年齢が、夫婦ともに満39歳以下であること。

令和2年における夫婦の所得の額を合算した額が400万円未満であること。この場合における所得の額の算定については、次に定めるところによる。

ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合、当該離職した者については、所得がないものとする。

イ 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

夫が家事・育児講座(男女共同参画の推進を目的として実施される家事や育児に関する講座で、市長が指定するものをいう。以下同じ。)に参加すること。

他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。

夫婦のいずれもが大府市税を滞納していないこと。

夫婦のいずれもが過去に補助金(他の市町村(特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。)等による同趣旨の補助金等を含む。)の交付を受けていないこと。

(対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、夫婦の双方又は一方が事業期間内に支払ったもので、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1夫婦当たり30万円を限度とする(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大府市結婚新生活支援補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添え

て、市長に提出しなければならない。ただし、本市が保有する公簿により確認することができるものについては、書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。

婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

住民票の写し

所得証明書（申請者の前年の所得の額について市町村長（特別区の区長を含む。）が交付する証明書）

補助対象住宅の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写し

補助対象住宅の取得に係る費用がローン払いの場合、領収書発行者が当該住宅に抵当権を設定していることが分かるものの写し

補助対象住宅の賃借に係る賃貸借契約書及び領収書等の写し

住宅手当の支給を受けている場合、住宅手当支給証明書（第2号様式）

補助対象住宅への引越しの費用に係る領収書の写し

夫の家事・育児講座の参加レポート（申請日の前日までに家事・育児講座に参加していない場合は、第7条第1項の規定による請求を行うまでの間に提出）

その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和3年6月1日から令和4年2月28日までの間に行わなければならない。

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、大府市結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

（補助金の交付）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、大府市結婚新生活支援補助金交付請求書（第4号様式）に、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

この要綱に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。

（検査等）

第10条 市長は、交付決定者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

補助対象経費		備考
種類	内容	
婚姻に伴う住宅取得費用	婚姻を機に取得した補助対象住宅(原則として、夫婦の双方又は一方が契約名義人であるものに限る。)に係る取得費用。ただし、土地代、手数料及び増改築の費用は除く。	1.ローン払いによるものを含む。 2.大府市三世帯住宅支援事業費補助金の交付を受けた住宅に係る費用は、対象外とする。
婚姻に伴う住宅賃借費用	原則として、夫婦の双方又は一方が契約名義人である補助対象住宅に係る賃料、共益費、敷金、礼金及び仲介手数料。ただし、駐車場代、清掃代、更新手数料、光熱水費等は除く。	1.事業期間内の賃料に限る。 2.勤務先等から支給される住宅手当分及び地域優良賃貸住宅の家賃に係る国の支援対象となる部分は、対象外とする。
婚姻に伴う引越費用	補助対象住宅に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払に係るもの	事業期間内に行われたサービスに係るものに限る。